

スパイルロック規約

第1章 総則

〈名称〉

第1条 本団体は、名称を「スパイルロック」とする。

〈事務所〉

第2条 本団体は、事務所を栃木県宇都宮市上横田町703-69に置く。

〈目的〉

第3条 本団体は、コロナ禍で活動の制限を余儀なくされている芸術団体に対し、異なる文化とのコラボレーションや、栃木の広大な自然を利用した、密にならない活動の場を提供する等、新たな活動形態の提案を目的とする。

〈活動内容〉

第4条 本団体は、前条の目的を達成するために次の各号に該当する活動を行う。

- (1) 本団体が主催するイベントの企画に関する事項。
- (2) 本団体が主催するイベントの広報に関する事項。
- (3) ワークショップの開催に関する事項。
- (4) アーティストトークの開催に関する事項。
- (5) 報告書の作成に関する事項。
- (6) 予算及び決算に関する事項。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

第2章 組織

〈委員〉

第5条 本団体に、委員および監事を置く。

- (1) 委員は、本団体が主催するイベントの準備、実施、運営にあたる。
- (2) 監事は、本団体の会計及び業務の執行状況を監査する。

〈役員〉

第6条 本団体に、次の役員を置く。

- (1) 代表 1人
- (2) 総務 1人
- (3) 会計 1人
- (4) 監事 1人

〈職務〉

第7条 代表は、本団体の業務を統括し、本団体を代表する。

2 総務は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたとき、その職務を代行する。また、本団体の事務を統括する。

- 3 会計は、本団体の会計を担当する。
- 4 監事は、本団体の活動及び会計を監査する。

〈任期〉

第8条 役員の任期は、本団体の解散までとする。

第3章 会計

〈経費〉

第9条 本団体の経費は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 拠出金
- (2) 補助金・助成金
- (3) 寄付金・協賛金
- (4) その他の収入

〈会計期間〉

第10条 本団体の会計期間の始期は2021年4月27日、終期は解散までとする。

2 本団体の会計に関し、必要な事項は、代表が別に定める。

第4章 解散

〈解散〉

第11条 本団体は、第3条に掲げた目的を達成した時点で解散する。

第5章 補則

〈その他必要な事項〉

第12条 この規約に規定するもののほか、本団体の運営に関し必要な事項は、代表が別に定める。

附 則 この規約は、2021年4月27日から施行する。